

大須戸里山・薪の会 規約

平成 31 年 3 月 28 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この活動組織は、大須戸里山・薪の会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 会は、主たる事務所を代表宅に置く。

(目的)

第 3 条 会は、第 4 条の構成員をはじめとする地域共同により、森林・山村の多面的機能の発揮のため、里山林の整備・保全活動を通じ、地域の森林に対する魅力を再認識すること、後世に伝えることを目的とする。

第 2 章 構成員

(構成員)

第 4 条 会の構成員は別紙のとおりとする。

第 3 章 役員

(役員の数及び選任)

第 5 条 会に、代表 1 名、副代表 1 名、事務局 1 名、会計 1 名、監査役 1 名を置き、必要により参与若干名を置くこととする。会役員は別紙のとおりとする。

2 前項の役員は、第 4 条の構成員の中から総会において選任する。

3 代表は、この会を代表し、会の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、その職務を代行する。

5 事務局は、会の事務等を行う。

6 会計は、会の会計を行う。

7 監査役は、会計の監査を行う。

8 参与は、会の事業及び運営に助言する。

9 代表、監査役は他の役員を兼ねることができない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、3 年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 4 章 総会

(総会の開催)

第 7 条 通常総会は、毎年度 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第 1 号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第 8 条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。
- 二 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 三 構成員の入退会に関すること。
- 四 実施事業に関すること。
- 五 その他会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

- 第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
 - 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成する。

(特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 一 会規約の変更
 - 二 会の解散
 - 三 構成員の除名
 - 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

- 第11条 会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 会規約
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
 - 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

- 第12条 会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

- 第13条 会の事業及び会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(資金)

- 第14条 会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。
- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
 - 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

- 第15条 会の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

- 第16条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

- 第17条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 20 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 22 条 会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。なお、備品等における処分制限期間については、地域協議会が指定する処分制限期間とする。

(決算及び監査)

第 23 条 会の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 7 日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後 30 日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 会規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 25 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、会の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

2 会の設立初年度の役員を選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 34 年 1 月 31 日までとする。

3 会の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

平成 31 年 3 月 28 日

大須戸里山・薪の会 参加同意書

以下 3. の構成員は、大須戸里山・薪の会へ参加するとともに、会の代表及び役員を下記 1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	中山 大禎	村上市大須戸	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	中山 晴剛	村上市大須戸	
事務局	中山 正憲	村上市大須戸	
会計	中山 勝春	村上市大須戸	
監査役	高橋 直人	村上市大須戸	

3. 構成員

(1) 個人

No.	組	氏名	住所	備考
1	1	中山 大禎	村上市大須戸	総十郎
2	6	中山 晴剛	村上市大須戸	太次平
3	10	高橋 直人	村上市大須戸	元地域おこし協力隊員
4	5	中山 勝春	村上市大須戸	桶屋
5	9	中山 正憲	村上市大須戸	喜平治
6	8	中山 栄	村上市大須戸	源左衛門

(2) 団体

氏名	住所	団体名
該当なし		

注：団体においては、構成員名簿を添付する。